江東区地域密着型サービスの基準条例等の一部改正について

1 条例及び規則の改正理由

令和3年度介護報酬改定に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本区の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める次の条例及び規則の規 定を整備するため改正を行った。

2 改正を行った条例及び規則

- ① 江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年3月江東区条例第26号)
- ② 江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める規則(平成25年3月江東区規則第19号)
- ③ 江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める規則(平成25年3月江東区規則第20号)

3 改正の概要

(1) 全サービス共涌事項

① 業務継続に向けた取組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に 提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修 の実施、訓練の実施等を義務づける。なお、令和6年3月31日までの間は 努力義務とする。

② 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練の実施等を義務づける。なお、令和6年3月31日までの間は努力義務とする。

③ 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。なお、令和6年3月31日までの間は努力義務とする。

④ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、適切なハラスメント対策を求めることとする。

⑤ 運営規程等の掲示に係る見直し 利用者の利便性向上、介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運 営規程等の重要事項について、事業所への掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くことを可能とする。

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担を軽減する観点から、諸記録の保存・交付 等について、電磁的な対応を認めることとする。

⑦ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上、介護サービス事業者の業務負担の軽減の観点から、 ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意のうち、書 面で行うものについて、電磁的記録による対応を認めることとする。

⑧ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け(訪問系サービスを除く。) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者につい て、認知症介護基礎研修の受講をさせるために必要な措置を講じることを義 務付ける。

なお、令和6年3月31日までの間は努力義務とするとともに、新入職員 の受講についても1年間の猶予期間を設けることとする。

(2) 夜間対応型訪問介護

① オペレーターの配置基準の緩和

夜間対応型訪問介護のオペレーターの配置基準について、利用者の処遇に 支障がない場合には、併設施設等の職員と兼務することを可能とする。

また、利用者の処遇に支障がない場合には、随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務することを可能とする。

- ② 夜間対応型訪問介護の事業の一部委託について 夜間対応型訪問介護の事業の一部について、他の訪問介護事業所、定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所に委託することを可能とする。
- ③ 随時対応サービスの通報受付の集約化 随時対応サービスの通報受付について、複数の夜間対応型訪問介護事業所 間で、随時対応サービスの通報受付を集約化することを可能とする。

(3) 認知症対応型通所介護

① 管理者の配置基準の緩和(規則第66条第1項関係) 共用型認知症対応型通所介護の管理者の配置基準について、事業所の管理 上支障がない場合には、本体施設・事業所の職務とあわせて、共用型認知症 対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。

(4) 小規模多機能型居宅介護

① 人員配置基準の見直し(規則第83条第6項関係)

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所とが併設される場合において、入所者の処遇に支障がない場合には、介護

職員の兼務を可能とする。

(5) 認知症対応型共同生活介護

① サテライト型事業所の創設(規則第111条第9項、第112条第2項、第114条第1項関係)

複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。

サテライト型事業所の共同生活住居の数は1又は2とする。

サテライト型事業所の管理者は本体事業所と兼務できることとする。また、 介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担 当者として配置できることとする。

② 外部評価に係る運営推進会議の活用(規則第118条第8項関係)

認知症対応型共同生活介護事業所で求められている「第三者による外部評価」について、既存の外部評価(都道府県が指定する外部評価機関によるサービス評価)は維持したうえで、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、それを区や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けたうえで公表する仕組みを制度上位置付け、既存の外部評価機関又は運営推進会議による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることを義務付ける。